



# 栃木県公報

令和5(2023)年  
12月28日(木)  
号外  
第66号

## 目次

### 公安委員会

- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等及びその手続を定める規則の一部改正…………… 1

## 公安委員会

### 栃木県公安委員会規則第11号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等及びその手続を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月28日

栃木県公安委員会委員長 蓬田 勝美

### 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等及びその手続を定める規則の一部を改正する規則

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等及びその手続を定める規則（平成17年栃木県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）
1 古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第14条の2	1～6 略
2～7 略		

### 附 則

この規則は、令和6年1月4日から施行する。